

## 設楽ダム再検証に関する声明

2010年11月26日

私たちは、愛知県を相手取って設楽ダム建設に関する公金支出差止の訴訟を起こし、その支援をしています。私たちが、この裁判で求めているのは、必要性のないダム建設事業から愛知県の財政を守ること、そしてダム建設予定地周辺及び三河湾を含む下流域のかけがえのない自然環境・生態系を守ることにより、私たちの暮らし・文化を守ることです。

私たちは、2007年4月に名古屋地裁に提訴して以来、設楽ダムを建設する合理的な目的が存在しないこと、利水目的、洪水調節目的、そして流水の正常な機能の維持の目的のいずれについても、設楽ダムを建設しなくともその目的を達成できることを事実をもって明らかにしてきました。例えば、水道水の供給について、豊川水系水資源開発計画の愛知県需給想定調査の2015年需要想定値は、2007年までの実績の傾向と連続性がなく、それを無視したもので、実績と乖離した過大な値であるということ、そして2007年までの実績値に基づいて2015年需要想定値を精確に想定すれば、設楽ダムなしで需要をまかなうことができることを指摘しました。

2010年6月30日の名古屋地裁の判決では、「過去の実績に照らして考えると、平成27年（2015年）度における実際の水道水の需要量は、愛知県需給想定調査の需要想定値に達しない可能性が相当高い」と認定しています。

今回、国土交通大臣の指示によって行われる設楽ダム事業の再検証において、私たちが提起し、明らかにしてきた「設楽ダム建設の合理的な目的が存在しない事実」について、しっかりと検証を行わなければなりません。

検証すべき課題は、①東三河の水道水・農業用水が設楽ダム無しで供給可能であること、②戦後最大規模程度の豊川の洪水は設楽ダム無しで対応できること、③「流水の正常な機能の維持」という看板とは裏腹に、設楽ダム建設によって豊川や三河湾の水系と生態系に著しい環境影響が及ぶこと、④これまで中部地整が主張してきた設楽ダム建設の必要性の根拠が事実に基づいていないこと、以上の諸点を確認し、ムダで有害な事業を中止するとの結論を導くことです。

今回、国土交通省中部地方整備局が、設楽ダムの再検証で進めようとしているやり方は、根本的な誤りを犯しています。第一に事業を推進してきた中部地方整備局自身が検証主体となっており、第二に国とともに事業推進の旗振り役を務めてきた愛知県（副知事）と東三河の市町の首長のみから構成される「検討の場」（傍聴者の発言を排除して行われる）では、内容のある検討は不可能で、事業継続の希望意見しか出てこないことは明らかです。

このような茶番劇としか言えないやり方は、住民主権、民主主義とは全く相いれないものであり、認めることはできません。私たちは、上流から三河湾までの流域住民、客観的立場で検証のできる専門家、批判的市民を含めて、自由に議論ができる検討の場を設けることを、最低限の条件として求めます。

設楽ダムの建設中止を求める会  
代表 市野 和夫